

暴力団等の排除に関する誓約書

令和8年10月〇日

福島地方水道用水供給企業団企業長 様

住 所 福島市〇〇〇1-1
商号又は名称 すりかみ建設株式会社
代表者職・氏名 摺上 太郎

実印

私は下記1に該当しないことを表明するとともに、将来にわたって下記2に該当する行為をしないことを誓約します。

この表明・誓約書が虚偽であり、又はこの表明・誓約書に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てず、なんらの賠償ないし補償を求めません。但し、貴職に損害が生じたときは、その損害を賠償します。

また、貴職の求めに応じ、当方の役員名簿（役職名、氏名、住所、性別及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での当方の個人情報を警察に提供し、表明・誓約事項を確認することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当なもの

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約締結権を委任する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。（当該その者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が暴力団員である者を含む。）
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2. 契約の相手方として不適当な行為をするもの

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当職員等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為